

F I S ポイント登録規程

昭和58年11月	1日	制定
昭和63年	6月25日	改訂
平成 3年	6月22日	改訂
平成 5年	6月26日	改正
平成12年	9月20日	改正
平成19年	7月 5日	改正

第1条 本連盟の競技者登録を完了した者であつて、F I S公認競技会に参加しようとする者は、本規程によりF I Sに登録しなければならない。

第2条 F I Sに登録しようとする者は、加盟団体を通じて、所定の登録申請用紙に必要事項を記入の上、本連盟に申し込まなければならない。

第3条 F I Sに登録できる資格者は、F I Sの規定に準ずるものとする。

第4条 登録手続きは、毎年4月30日までに完了しなければならない。

第5条 登録有効期間は、1シーズン限りとし、継続する場合は、新たに登録手続きをしなければならない。

第6条 年次登録料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。ただし、手続き期間又は更新期間を過ぎた追加登録料は、3倍の額とする。

2 当該年次登録料は、委託集金で登録手続きの際、本連盟に納入しなければならない。

第7条 登録完了者には、F I Sから登録番号が与えられ、その番号がシーズン中その競技者のコード番号となる。

第8条 登録を完了した競技者が競技会において獲得したポイントは、自動的にF I Sに登録される。

第9条 本連盟の規約に違反し、競技者としての体面を汚すような行為があったときは、その登録を抹消する。

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。